

## ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事の建設部発注方針について

人口減少が進むなか、地域の守り手である建設産業が、持続的に経営を続け、誇りを持って働き続けられる環境を整えることは、重要事項です。

そのためには、生産性の向上を図ることが不可欠であることから、新たな総合計画においてICT活用工事の実施率30%（2029年度）を目標に掲げました。

この目標達成に向けた第一歩として、令和8年度の発注方針を定めましたので、お知らせします。

- ICT活用工事及び簡易型ICT活用工事（以下、「ICT活用工事等」）におけるICT土工及びICT舗装工の発注基準については以下のとおりとする。
  - ・ ICT土工：一般土木A級に発注する土工量1,000m<sup>3</sup>以上の場合は、原則、発注者指定型を適用
  - ・ ICT舗装工：舗装A級または一般土木A級に発注する舗装（路盤工）面積1,000m<sup>2</sup>以上の場合は、原則、発注者指定型を適用

表－1 ICT土工、ICT舗装工

工種	等級	土工量（舗装面積）		
		1,000m <sup>3</sup> （m <sup>2</sup> ）未満	1,000m <sup>3</sup> （m <sup>2</sup> ）以上 5,000m <sup>3</sup> （m <sup>2</sup> ）未満	5,000m <sup>3</sup> （m <sup>2</sup> ）以上
土工 （一般土木）	A級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ICT）	発注者指定型 （ICT）
	B級		発注者指定型（簡易型ICT）	
	C級	受注者希望型（R8まで）		
舗装工 （一般土木 または舗装）	A級	受注者希望型	発注者指定型 （簡易型ICT）	発注者指定型 （ICT）
	B級		発注者指定型（簡易型ICT）	
	C級	受注者希望型（R8まで）		

※ 施工箇所が点在する場合は、発注単位でなく、個別の施工箇所の土工量等で判断する。

- 発注者指定型としない工事についても、原則、受注者希望型を適用する。  
ただし、秋田県ICT活用工事実施要綱に記載のある対象工種の施工がない工事や現場条件等でICTを適用できない工事については除く。
- ICT土工及びICT舗装工の受注者希望型やそれ以外のICT工種についても、**発注者指定型を適用できるものとし、積極的にICTの活用を図ること。**
- ICT活用工事等として発注していない工事において、受注者からICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用工事等として事後設定できるものとする。なお、ICT活用工事等設定後は、受注者希望型と同様の扱い

とする。

- 令和9年度以降は土工量 1,000m<sup>3</sup> 以上の工事は発注者指定型となるため、県の技術支援や講習会等を積極的に活用すること。